

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、働きやすい職場認証制度登録証書（以下「職場環境認証」という。）を取得した場合、取得に係る費用の一部を助成することとし、事業者の行う職場環境の向上・事業者の経営の安定を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象）

第3条 助成対象は、令和8年1月1日から令和8年12月末日までに、千葉県内の認可営業所において新規又は継続により職場環境認証の登録証書を取得したものとする。

但し、当該年度中に千ト協以外の都道府県トラック協会から職場環境認証に対し助成等を受けている事業者は対象外とする。

なお、新規入会事業者は、入会日から令和8年12月末日までに取得したものとする。

（助成金額）

第4条 助成金額は、下記の金額とする。

- 1) 新規取得（上位認証取得を含む） 30,000円を上限
- 2) 同位認証継続 20,000円を上限
- 3) 新規取得（上位認証取得を含む） 50,000円を上限

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、『令和8年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成実績報告書』により、令和9年2月4日午後5時までに申請を行うものとする。

なお、郵送による申請の場合は、令和9年2月4日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第6条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められ

る場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第7条 千ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間受付を行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附則) 本要綱は、令和8年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末